



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月29日火曜日 第556号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 770
 指定納付受託者の指定.....（スマート行政推進課）... 770
 道路の区域変更（県道松山港内宮線）.....（中予地方局管理課）... 770
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 771

公 告

愛媛県労働委員会第46期委員の補欠委員候補者の推薦.....（労政雇用課）... 771

教育委員会規則

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則
（高校教育課）... 773

教育委員会告示

令和7年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項.....（高校教育課）... 775
 令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項.....（ " ）... 780
 令和7年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....（特別支援教育課）... 782

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通企画課）... 785

選挙委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 787

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 787

告 示

○愛媛県告示第958号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）
 第3条第1項の規定により、令和6年10月11日次のとおり愛媛県県
 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和6年10月29日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
26	愛媛県猟友会 大洲支部 支部長 上満 由彦	1 代表者氏名 上満 由彦	1 代表者氏名 城戸 哲雄

○愛媛県告示第959号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年10月29日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年7月15日条例第26号）及び愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年7月15日規則第42号）に規定する使用料	令和6年11月1日から令和7年3月31日まで	令和6年10月29日

○愛媛県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市勝岡町乙935番148 + 同町乙935番154から 同町乙935番153まで	旧	メートル 17.6~44.4	キロメートル 0.043	
			新	37.1~55.8	0.043	

○愛媛県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市勝岡町乙935番148 + 同町乙935番154から 同町乙935番153まで	令和6年10月29日

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第46期委員の補欠委員候補者の推薦について

第46期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

令和6年10月29日

愛媛県知事 中村時広

1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

令和6年10月29日（火）から11月12日（火）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を令和6年11月12日（火）までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するように提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

- イ 生年月日
- ウ 本 籍
- エ 現 住 所
- オ 学 歴
- カ 経 歴

別記様式(4関係)

推薦書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合の名称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合及びその地位	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項該当の有無

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月29日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
地区	高等学校名		通学区域	地区	高等学校名		通学区域
	本校	分校			本校	分校	
省略			省略				省略
南予地区	省略		省略	南予地区	省略	三瓶	省略
	省略				省略		

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第1の1(第2条関係)								別表第1の1(第2条関係)							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
新居浜東高等学校	3年	普通科	<u>720</u>					新居浜東高等学校	3年	普通科	<u>800</u>				
		健康スポーツ科	<u>40</u>												
省略								省略							
今治西高等学校	3年	普通科	<u>880</u>	省略				今治西高等学校	3年	普通科	<u>920</u>	省略			
省略								省略							
今治南高等学校	3年	普通科	<u>560</u>					今治南高等学校	3年	普通科	<u>600</u>				
		園芸クリエイト科	120							園芸クリエイト科	120				
省略								省略							
砥部分校	3年	デザイン科	<u>160</u>					砥部分校	3年	デザイン科	<u>120</u>				

省略							
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	400 120				
省略							
三崎高等学校	3年	普通科 社会共創科	60 120				
省略							
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	160 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	360 120 240 40	省略			
津島分校	3年	普通科	120				
宇和島水産高等学校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	100 100 100				
省略							
三間分校	3年	普通科 農業機械科	60 60				
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	320 120				

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
今治東中等教育学校	6年	840
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	560

備考 省略

省略							
大洲高等学校	3年	普通科 商業科	440 120				
省略							
三崎高等学校	3年	普通科 社会共創科	120 60				
省略							
三瓶分校	3年	普通科	60				
野村高等学校	3年	普通科 畜産科	200 120				
宇和島東高等学校	3年	普通科 理数科 商業科 情報ビジネス科	360 120 240 80	省略			
津島分校	3年	普通科	180				
宇和島水産高等学校	3年	水産食品科 水産増殖科 海洋技術科	105 105 105				
省略							
三間分校	3年	普通科 農業機械科	90 90				
南宇和高等学校	3年	普通科 農業科	360 120				

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
今治東中等教育学校	6年	860
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	720

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（高等学校の入学定員の特例）

2 第2条の規定による改正後の愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（以下「改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則」という。）別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和7年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
新居浜東高等学校	普通科	200
	健康スポーツ科	40
今治西高等学校	普通科	280
今治南高等学校	普通科	160

松山南高等学校 砥部分校	デザイン科	80
大洲高等学校	普通科	120
三崎高等学校	社会共創科	60
野村高等学校	普通科	40
宇和島水産高等学校	水産食品科	30
	水産増殖科	30
	海洋技術科	30
南宇和高等学校	普通科	80

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
宇和島東高等学校 津島分校	普通科	令和7年度から生徒募集を停止
北宇和高等学校 三間分校	普通科	同
	農業機械科	同

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

令和7年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和6年10月29日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

令和7年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

令和7年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 令和7年度愛媛県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、くくり募集(2以上の学科について一括して募集することをいう。以下同じ。)ができる。

また、国際文理解国際科及び国際文理解数科(以下「国際文理科」という。)については、くくり募集をする。

さらに、教育長が別に定める学科にあっては、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあっては、通学区域によらないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること(以下「全国募集」という。)ができる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

令和7年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の特色入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和7年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和7年度に進級する意思を示した者を除く。

イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、令和7年2月10日(月)午前9時から同月17日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後4時まで(同月17日(月)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に

関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の場合も、同期間に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間（5）に掲げる期間をいう。以下同じ。）中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、2以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校における同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書（以下「入学志願理由書」という。）を添えて提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う志願変更期間中）の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和7年1月10日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和7年1月16日（木）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に

添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等（ウ）に掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、中学校長を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、令和7年1月10日（金）までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和7年1月16日（木）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和7年2月9日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和7年2月18日（火）午前9時から同月25日（火）正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月25日（火）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、令和7年2月18日（火）午前9時から同月25日（火）正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学

志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

令和7年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選別に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和6年5月14日愛媛県教育委員会公告）1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和7年 3月6日(木)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:30	国 語
	10:50~11:15	国 語(作文)
	11:35~12:25	理 科
	12:25~13:20	(昼 食)
	13:25~14:15	社 会
令和7年 3月7日(金)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:55~11:55	英 語
	11:55~12:55	(昼 食)
	13:05~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(7) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(4) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計

をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及びその他普通教育を
施す学科として適当な規模及
び内容があると認められる学
科（以下「その他普通科」と
いう。）並びに専門学科（理
数科を除く。）】

【理数科及び総合学科】

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50y}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除

すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

A = 学力検査の成績 × 300 / 250 (300点満点)

B = 調査書点 × 100 / 135 (100点満点)

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

(7) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

(4) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

Table with columns for 満点の比率 (A, B, C) and 得点を算出するときに乗じる数 (A, B), and rows for A, B, C of the respective 満点 (300, 100, 100).

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に 50x / 150 を乗じてAを、調査書点に 50y / 135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜する。

(4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとする。

(5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月18日(火)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検

番号を掲載する。

8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の得点等については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和7年3月18日(火)から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

(3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)の写し及び返信用封筒(宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの)を同封し、志願先の高等学校に送付することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時(令和7年3月18日(火)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 追検査

1 追検査の実施

高等学校長は、当該高等学校における一般入学者選抜の入学志願者が、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席したと認められる場合においては、追検査を実施するものとする。

2 受検手続

(1) 一般入学者選抜の入学志願者は、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を中学校長を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、令和7年3月6日(木)から同月10日(月)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。その際、追検査受検願に、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した理由が病気その他やむを得ない事情であることを証明する書類(医師の診断書、中学校長の副申書等)を添付すること。

(2) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

3 学力検査等

追検査の受検を承認された者(以下「追検査受検者」という。)に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、第3の5(1)から(3)までの規定に準ずる。ただし、一般入学者選抜の学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

(1) 期日及び日程

Table with columns for 期日, 時間, 教科等. Row 1: 9:00 ~ 9:15, 点呼・受検上の注意

令和7年 3月13日(木)	9:30~10:00	国 語
	10:10~10:35	国 語(作文)
	10:45~11:15	理 科
	11:25~11:55	社 会
	11:55~12:50	(昼 食)
	12:50~13:20	数 学
	13:30~14:00	英 語
	14:10~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(2) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

4 入学者の選抜方法

第3の6の規定に準ずる。この場合において、追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

5 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月18日(火)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

6 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第3の8の規定に準ずる。

第5 特色入学者選抜

1 実施学科

令和7年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

(1) 特色入学の募集人員は、普通科、その他普通科、理数科、国際文理科及び普通科とのくくり募集をする学科にあっては当該学科の募集定員の30パーセント程度を上限として、職業教育を主とする学科(普通科とのくくり募集をする学科を除く。)、体育科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の50パーセント程度を上限として、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(2) 全国募集を実施する学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者若しくは卒業した者、又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者若しくは修了した者を対象に特色入学者を募集すること(以下「県外特色入学者募集」という。)ができる。

3 出願

(1) 出願資格

ア 特色入学を志願できる者は、県内の中学校等を卒業した者若しくは県内の中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和7年3月末日までにこれらの学校を卒業若しくは修了する見込みの者(県外特色入学者募集にあっては、県外の中学校等を卒業した者若しくは県外の中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの学校を令和7年3月末日

までに卒業若しくは修了する見込みの者)であって、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定める出願資格の要件を満たす者とする。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和7年度に進級する意思を示した者を除く。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和7年1月14日(火)午前9時から同月21日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月21日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

特色入学志願者は、2以上の公立高等学校(他の都道府県の公立高等学校を含む。)又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 特色入学者選抜に出願する者は、特色入学願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、特色入学受検票及び自己アピール書とともに、中学校長に提出しなければならない。

イ 中学校長は、特色入学願書、特色入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

ウ 県外特色入学者募集の出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外特色入学者募集の志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

調査書

5 検査

(1) 検査項目

特色入学志願者に対して、作文、小論文、面接、集団討論、実技テスト及びプレゼンテーションから、各高等学校が選択した検査項目を実施する。

なお、検査項目及び実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 期日及び日程

期 日	時 間	検査項目等
令和7年 1月31日(金)	9:00~	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意 終了後	各高等学校が定めた 検査項目

(3) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 特色入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書及び当該高等学校が定めた検査項目の結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、特色入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、令和7年2月7日(金)午前10時から同月10日(月)正午までの間に、中学校長に選抜の結果を特色入学選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付する。
- (2) 中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、中学校長を通じ、入学確約書を令和7年2月14日(金)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月18日(火)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

第6 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

令和7年3月6日(木)及び7日(金)に実施した一般入学選抜(令和7年3月13日(木)に実施した追検査を含む。以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和7年3月18日(火)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和7年3月19日(水)午前9時から同月25日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月25日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和7年3月19日(水)午前9時から同月25日(火)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
	9:30~10:00	点呼・受検上の注意

令和7年 3月28日(金)	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選抜受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月31日(月)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和7年3月31日(月)から1月間とする。

第7 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第3号

令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学選考実施要項を次のように定める。

令和6年10月29日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学選考実施要項

令和7年度愛媛県県立中等教育学校の入学選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

令和7年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 140名

愛媛県立松山西中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和7年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 令和7年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、令和6年12月13日(金)午前9時から同月19日

(木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月19日(木)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)の場合も、同期間に必着のこと。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して110円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校校長」という。)に提出しなければならない。

(2) 入学志願者は、2以上の公立中等教育学校(他の都道府県の公立の中高一貫教育校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。)を含む。)に出願することはできない。

(3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和6年12月6日(金)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校校長に提出するものとする。

中等教育学校校長は、特別措置願の提出があつた場合は、その写しを令和6年12月12日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。

(5) 海外帰国児童等(ウに掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、小学校長を経て、令和6年12月6日(金)までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があつた場合は、その写しを令和6年12月12日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は令和7年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間(帰国又は入国した日から令和6年12月12日までの期間をいう。)が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

(1) 小学校長は、調査書を令和6年12月25日(水)から同月27日(金)まで又は令和7年1月6日(月)の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校校長に提出するものとする。

(2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先中等教育学校校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校校長は、令和6年12月25日(水)から令和7年1月6日(月)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和7年 1月9日(木)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもつた物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについ

ては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

(1) 入学予定者の発表は、令和7年1月16日(木)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

(2) 中等教育学校長は、令和7年1月16日(木)午前9時から同月22日(水)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付する。

12 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 選考結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和7年1月16日(木)から1週間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

(3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要な事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)の写し及び返信用封筒(宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの)を同封し、志願先の中等教育学校に送付することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月16日(木)にあつては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和7年1月16日(木)の入学予定者の発表後から同月24日(金)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和7年3月31日(月)までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

(1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

(2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。

(3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

令和7年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和6年10月29日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡 哲也

令和7年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和7年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

令和7年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がい学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者

で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和7年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、令和7年1月27日（月）午前9時から2月7日（金）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月7日（金）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校（みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。）の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、令和7年2月12日（水）午前9時から同月20日（木）午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求められることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

令和7年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和6年5月14日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和7年3月10日（月）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月19日（水）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあつては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和7年3月19日（水）から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

(3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）に送付することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時（3月19日（水）にあっては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和7年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、令和7年2月12日（水）午前9時から同月20日（木）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和7年3月10日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和7年3月19日（水）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和7年度愛媛県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名		募 集 人 員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8

松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	60
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (聴 覚 障 が い 部 門)	本 科	普 通 科	8

宇 和 特 別 支 援 学 校 (知 的 障 が い 部 門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (肢 体 不 自 由 部 門)	本 科	普 通 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校 川 西 分 校	本 科	普 通 科	8
計			340

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月29日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 削除</u></p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p>第14条 <u>削除</u></p>	<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 携帯電話用装置を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p><u>（安全運転管理者証等の交付）</u></p> <p>第14条 公安委員会は、前条第1項の届出に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証（別記様式第16号）又は副安全運転管理者証（別記様式第17号）を交付するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第1項の申請書に記載されている安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えている場合について準用する。この場合において、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証中「道路交通法第74条の3」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3」と読み替えるものとする。</u></p>

別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

別記様式第16号 削除

別記様式第17号 削除

別記様式第18号（第15条関係）

安全運転管理者教習・資格認定
副安全運転管理者資格認定 申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申請者氏名

教習又は資格認定を受けようとする者の氏名及び年齢		ふりがな			
		年 月 日生(歳)			
住 所					
事業所	事業所名				
	所在地				
教習若しくは資格認定を受けようとする者の運転管理又は運転経験等		職務上の地位	職 務 内 容		
		勤 務 形 態	1日勤 2隔日 3その他()	運転管理 年	運転経験 年
勤務 経歴	勤務期間	勤務部署	職務上の地位	職務内容	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の愛媛県道路交通規則別記様式第18号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

選挙委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年10月29日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,107,366
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,148
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,421
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,534	14,178

南宇和郡	16,891	5,631
松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,803	43,601
宇和島市・北宇和郡	70,126	23,376
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,361	31,787
西条市	87,206	29,069
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,476	23,159
西予市	29,637	9,879
東温市	27,829	9,277

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第10号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年10月29日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程（令和6年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 改正後の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後愛媛県立新居浜病院長が発行する書類、<u>令和6年9月19日以後愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行する書類並びに同年10月30日以後愛媛県立中央病院長が発行する書類</u>について適用し、施行日の前日までに発行された書類、施行日以後<u>同年9月18日</u>までに愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行した書類並びに施行日以後<u>同年10月29日</u>までに愛媛県立中央病院長が発行した書類については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>2 改正後の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後愛媛県立新居浜病院長が発行する書類並びに<u>令和6年9月19日以後愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行する書類</u>について適用し、施行日の前日までに発行された書類、施行日以後<u>同月18日</u>までに愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行した書類並びに施行日以後<u>愛媛県立中央病院長が発行する書類</u>については、なお従前の例による。</p>

附 則

この管理規程は、令和6年10月30日から施行する。